



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月30日火曜日 第2153号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 253

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則..... 254

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... 256

愛媛県土木費補助規則の一部を改正する規則..... 267

告 示

加入区の設定(漁獲共済)の一部改正..... 268

漁業免許の内容等の公示..... 268

愛媛県土木費補助規程の一部改正..... 275

港湾施設の概要..... 275

都市計画区域の変更..... 275

都市計画の決定..... 277

都市計画の変更..... 277

愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表..... 277

都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)..... 277

道路の区域変更(一般国道319号)..... 278

道路の区域変更(一般国道319号)..... 278

道路の区域変更(県道川之江大豊線)..... 278

道路の区域変更(県道桜井山路線)..... 279

道路の供用開始(県道桜井山路線)..... 279

道路の区域変更(大島環状線)..... 279

道路の供用開始(大島環状線)..... 280

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 280

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... 281

道路の区域変更(一般国道378号)..... 282

道路の供用開始(一般国道378号)..... 282

監 査 公 表

しまなみ海道10周年記念事業愛媛県実行委員会..... 283

監査結果に基づく措置の公表(5件)..... 283

人事委員会公告

平成22年度愛媛県警察官(男性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験公告..... 286

平成22年度愛媛県警察官(女性)(大学卒)採用候補者試験公告... 289

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... 292

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... 293

規 則

○愛媛県規則第15号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年愛媛県規則第66号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																	
様式第2号(第5条関係) 所得等報告書 省略 1 所得 <table border="1"> <tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>分</td><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>離</td><td>株式等の事業・譲渡・雑所得</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>課</td><td>上場株式等の配当所得</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>税</td><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>注</td><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table>		省略				分	省略			離	株式等の事業・譲渡・雑所得			課	上場株式等の配当所得			税	省略			注	省略			様式第2号(第5条関係) 所得等報告書 省略 1 所得 <table border="1"> <tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>分</td><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>離</td><td>株式等の事業・譲渡・雑所得</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>課</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>税</td><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>注</td><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table>		省略				分	省略			離	株式等の事業・譲渡・雑所得			課				税	省略			注	省略		
省略																																																			
分	省略																																																		
離	株式等の事業・譲渡・雑所得																																																		
課	上場株式等の配当所得																																																		
税	省略																																																		
注	省略																																																		
省略																																																			
分	省略																																																		
離	株式等の事業・譲渡・雑所得																																																		
課																																																			
税	省略																																																		
注	省略																																																		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第16号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前																																																																																																																						
<p>第 1 号様式の 2（第 1 条関係） 水道水水質試験委託書 （表）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 15px; width: 100%;"></div> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; height: 15px; width: 100%;"></div> <p>備考</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 試験件数の欄中「理化学（項目別）」とあるのは項目別理化学試験を、「理化学（7項目）」とあるのは愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）別表第 1 9の部イの項試験項目の欄に掲げる理化学試験をいう。</p> <p>(5) 省略</p> <p style="text-align: right;">（裏） 省略</p> <p>別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">衛生環境研究所使用料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査分類</th> <th>試験項目</th> <th>検体の量</th> <th>単位</th> <th>使用料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">15 排泄物、分泌物及び浸出物</td> <td>ア 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 細菌培養同定検査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ(ア) 口腔、気道又は呼吸器からの検体</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>1,120円</u></td> </tr> <tr> <td>イ(イ) 消化管からの検体</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>1,120円</u></td> </tr> <tr> <td>イ(ウ) その他の部位からの検体</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>960円</u></td> </tr> <tr> <td>ウ 簡易培養検査</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>480円</u></td> </tr> <tr> <td>エ 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">オ 抗酸菌検査</td> <td>イ 分離検査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ a 抗酸菌分離培養検査 1</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>1,600円</u></td> </tr> <tr> <td>イ b 同 2</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>1,440円</u></td> </tr> <tr> <td>イ(イ) 同定検査</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>2,320円</u></td> </tr> </tbody> </table>					検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	1～14 省略					15 排泄物、分泌物及び浸出物	ア 省略				イ 細菌培養同定検査				イ(ア) 口腔、気道又は呼吸器からの検体		同	<u>1,120円</u>	イ(イ) 消化管からの検体		同	<u>1,120円</u>	イ(ウ) その他の部位からの検体		同	<u>960円</u>	ウ 簡易培養検査		同	<u>480円</u>	エ 省略					オ 抗酸菌検査	イ 分離検査				イ a 抗酸菌分離培養検査 1		同	<u>1,600円</u>	イ b 同 2		同	<u>1,440円</u>	イ(イ) 同定検査		同	<u>2,320円</u>	<p>第 1 号様式の 2（第 1 条関係） 水道水水質試験委託書 （表）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 15px; width: 100%;"></div> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; height: 15px; width: 100%;"></div> <p>備考</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 試験件数の欄中「理化学（項目別）」とあるのは項目別理化学試験を、「理化学（7項目）」とあるのは愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）別表第 1 10の部イの項試験項目の欄に掲げる理化学試験をいう。</p> <p>(5) 省略</p> <p style="text-align: right;">（裏） 省略</p> <p>別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">衛生環境研究所使用料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査分類</th> <th>試験項目</th> <th>検体の量</th> <th>単位</th> <th>使用料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">15 排泄物、分泌物及び浸出物</td> <td>ア 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 細菌培養同定検査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ(ア) 口腔、気道又は呼吸器からの検体</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>1,040円</u></td> </tr> <tr> <td>イ(イ) 消化管からの検体</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>1,040円</u></td> </tr> <tr> <td>イ(ウ) その他の部位からの検体</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>880円</u></td> </tr> <tr> <td>ウ 簡易培養検査</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>440円</u></td> </tr> <tr> <td>エ 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">オ 抗酸菌検査</td> <td>イ 分離検査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ a 抗酸菌分離培養検査 1</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>1,200円</u></td> </tr> <tr> <td>イ b 同 2</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>1,120円</u></td> </tr> <tr> <td>イ(イ) 同定検査</td> <td></td> <td>同</td> <td><u>2,240円</u></td> </tr> </tbody> </table>					検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	1～14 省略					15 排泄物、分泌物及び浸出物	ア 省略				イ 細菌培養同定検査				イ(ア) 口腔、気道又は呼吸器からの検体		同	<u>1,040円</u>	イ(イ) 消化管からの検体		同	<u>1,040円</u>	イ(ウ) その他の部位からの検体		同	<u>880円</u>	ウ 簡易培養検査		同	<u>440円</u>	エ 省略					オ 抗酸菌検査	イ 分離検査				イ a 抗酸菌分離培養検査 1		同	<u>1,200円</u>	イ b 同 2		同	<u>1,120円</u>	イ(イ) 同定検査		同	<u>2,240円</u>
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額																																																																																																																							
1～14 省略																																																																																																																											
15 排泄物、分泌物及び浸出物	ア 省略																																																																																																																										
	イ 細菌培養同定検査																																																																																																																										
	イ(ア) 口腔、気道又は呼吸器からの検体		同	<u>1,120円</u>																																																																																																																							
	イ(イ) 消化管からの検体		同	<u>1,120円</u>																																																																																																																							
	イ(ウ) その他の部位からの検体		同	<u>960円</u>																																																																																																																							
	ウ 簡易培養検査		同	<u>480円</u>																																																																																																																							
エ 省略																																																																																																																											
オ 抗酸菌検査	イ 分離検査																																																																																																																										
	イ a 抗酸菌分離培養検査 1		同	<u>1,600円</u>																																																																																																																							
	イ b 同 2		同	<u>1,440円</u>																																																																																																																							
	イ(イ) 同定検査		同	<u>2,320円</u>																																																																																																																							
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額																																																																																																																							
1～14 省略																																																																																																																											
15 排泄物、分泌物及び浸出物	ア 省略																																																																																																																										
	イ 細菌培養同定検査																																																																																																																										
	イ(ア) 口腔、気道又は呼吸器からの検体		同	<u>1,040円</u>																																																																																																																							
	イ(イ) 消化管からの検体		同	<u>1,040円</u>																																																																																																																							
	イ(ウ) その他の部位からの検体		同	<u>880円</u>																																																																																																																							
	ウ 簡易培養検査		同	<u>440円</u>																																																																																																																							
エ 省略																																																																																																																											
オ 抗酸菌検査	イ 分離検査																																																																																																																										
	イ a 抗酸菌分離培養検査 1		同	<u>1,200円</u>																																																																																																																							
	イ b 同 2		同	<u>1,120円</u>																																																																																																																							
	イ(イ) 同定検査		同	<u>2,240円</u>																																																																																																																							

		カ 薬剤感受性検査 (ア) 抗酸菌 (イ) 一般細菌	同 1検体 1菌種 1検体 2菌種 1検体 3菌種 以上	2,400円 1,120円 1,440円 1,840円							カ 薬剤感受性検査 (ア) 抗酸菌 (イ) 一般細菌	同 1検体 1菌種 1検体 2菌種 1検体 3菌種 以上	1,600円 1,040円 1,360円 1,760円
		キ 省略									キ 省略		
		ク 微生物同定検査 (ア) 省略 (イ) 大腸菌抗原同定検査	同	1,440円							ク 微生物同定検査 (ア) 省略 (イ) 大腸菌抗原同定検査	同	1,520円
16	血清等 (梅毒反応及びその他の血清反応)	ア 梅毒脂質抗原使用検査 (ア)・(イ) 省略									ア ワツセルマン反応(緒方法) (ア)・(イ) 省略		
											イ 沈降反応(ガラス板法、凝集法等)	1検体	120円
		イ TPHA反応 (ア) 省略 (イ) 定量法	同	420円				ウ TPHA反応 (ア) 省略 (イ) 定量法	同	440円			
		ウ 省略					エ 省略						
		エ 省略					オ 省略						
		オ 省略					カ 省略						
17	臨床 病理 血液	末梢血液一般検査(血球数、血色素、ヘマトクリット等)	1検体	160円		末梢血液一般検査(血球数、血色素、ヘマトクリット等)	同	170円					
		省略				省略							
		リン脂質	省略			リン脂質、βリポ蛋白	省略						
		遊離脂肪酸	省略			総脂質、遊離脂肪酸	省略						
		HDL コレステロール、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(ASAT)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、P及びHPO ₄	省略			HDL コレステロール、総コレステロール、トランスアミンナーゼ(GOT、GPT)	省略						
		総鉄結合能	同	240円		総鉄結合能	同	680円					
		不飽和鉄結合能	同	240円		不飽和鉄結合能	同	640円					
		省略				省略							
		省略				省略							
		省略				省略							

18 ウイルス（脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの）	省略			
	H I V 1抗体価（ウエスタンブロット法）	省略		
	H I V 2抗体価（ウエスタンブロット法）	省略		
	省略			
19 省略				
20 免疫学的検査（脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの）	省略			
	リンパ球幼若化検査		1 検体	2,800円
	省略			
	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン測定		同	4,800円
	省略			
	組織適合性検査（H L A遺伝子 Aローカス検査）	省略		
21 病理学的検査	染色体検査		1 検体	20,800円
	同（分染法）		同	24,000円
	省略			
22～24 省略				
25 採取	採血（静脈）		1 検体	100円
	省略			
26 省略				

18 ウイルス（脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの）	省略			
	H I V 1抗体価精密測定	省略		
	H I V 2抗体価精密測定	省略		
	省略			
19 省略				
20 免疫学的検査（脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの）	省略			
	リンパ球幼若化検査		1 検体	2,320円
	省略			
	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン測定		同	3,360円
	省略			
	同（H L A遺伝子 Aローカス検査）	省略		
21 病理学的検査	染色体検査		1 検体	16,000円
	同（分染法）		同	19,200円
	省略			
22～24 省略				
25 採取	採血（静脈）		1 検体	80円
	省略			
26 省略				

附 則

- この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第17号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任）</p> <p>第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 2 項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p>	<p>（委任）</p> <p>第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 2 項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p>

- (1)～(11) 省略
- (12) 法第56条第2項の規定による徴収に関すること（第4号、第5号、第7号、第10号の2、第13号及び第14号に掲げる権限に係るものに限る。）。
- (12)の2～(19) 省略
- (19)の2 施行規則第26条（施行規則第32条及び第51条の2において準用する場合を含む。）の規定による書類の送付に関すること。
- (19)の3 施行規則第27条（施行規則第32条及び第51条の2において準用する場合を含む。）の規定による入所又は入院した児童等に係る届出の受理に関すること。
- (20) 施行規則第36条の42第1項の規定による調査に関すること（第23条の4第2項の規定により同条第1項の申請書が児童相談所長を経由する場合に限る。）。
- (21)～(26) 省略
- (27) 施行規則第36条の47の規定により養育里親の認定等に準じて行う施行規則第1条の33第2項第1号に掲げる者（以下「養子縁組希望里親希望者」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「親族里親希望者」という。）に係る第20号に掲げる知事の権限
- 2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。
- (1)～(6)の9 省略
- (6)の10 法第34条の13第4項の規定による一時預かり事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令に関すること。
- (6)の11 法第34条の14の規定による家庭的保育事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。
- (6)の12 法第34条の16第1項の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (6)の13 法第34条の16第2項において準用する法第18条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。
- (6)の14 法第34条の16第3項の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する措置命令に関すること。
- (6)の15 法第34条の16第4項の規定による家庭的保育事業を行う市町に対する事業の制限及び停止の命令に関すること。
- (6)の16 省略
- (6)の17 省略
- (6)の18 省略
- (6)の19 省略
- (7)～(8)の2 省略
- (9) 法第56条第2項の規定による徴収に関すること（第4号から第6号までに掲げる権限に係るものに限る。）。
- (9)の2～(20) 省略
- (21) 施行規則第36条の42第1項の規定による調査に関すること（第23条の4第2項の規定により同条第1項の申請書が地方局長を経由する場合に限る。）。
- (22)～(23) 省略
- (24) 施行規則第36条の47の規定により養育里親の認定等に準じて行う養子縁組希望里親希望者及び親族里親希望者に係る第21号に掲げる知事の権限
- 3・4 省略

- (1)～(11) 省略
- (12) 法第56条第2項の規定による徴収に関すること（第4号から第7号まで _____、第13号及び第14号に掲げる権限に係るものに限る。）。
- (12)の2～(19) 省略
- (19)の2 施行規則第26条 _____ の規定による書類の送付に関すること。
- (19)の3 施行規則第27条 _____ の規定による入所又は入院した児童等に係る届出の受理に関すること。
- (20) 施行規則第36条の38第1項の規定による調査に関すること（第23条の4第2項の規定により同条第1項の申請書が児童相談所長を経由する場合に限る。）。
- (21)～(26) 省略
- (27) 施行規則第36条の43の規定により養育里親の認定等に準じて行う施行規則第1条の32第2項第1号に掲げる者（以下「養子縁組希望里親希望者」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「親族里親希望者」という。）に係る第20号に掲げる知事の権限
- 2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。
- (1)～(6)の9 省略
- (6)の10 _____第34条の13第4項の規定による _____ 事業の制限及び停止の命令に関すること。
- (6)の11 省略
- (6)の12 省略
- (6)の13 省略
- (6)の14 省略
- (7)～(8)の2 省略
- (9) 法第56条第2項の規定による徴収に関すること（前3号 _____ に掲げる権限に係るものに限る。）。
- (9)の2～(20) 省略
- (21) 施行規則第36条の38第1項の規定による調査に関すること（第23条の4第2項の規定により同条第1項の申請書が地方局長を経由する場合に限る。）。
- (22)～(23) 省略
- (24) 施行規則第36条の43の規定により養育里親の認定等に準じて行う養子縁組希望里親希望者及び親族里親希望者に係る第21号に掲げる知事の権限
- 3・4 省略

(指定療育機関の届出事項の様式)

第6条 施行規則第15条第1号の規定による変更の届出は指定療育機関変更届(様式第9号)により、同条第2号の規定による休止又は再開の届出は指定療育機関休止(再開)届(様式第10号)によるものとする。

(指定療育機関の指定の辞退)

第7条 施行規則第16条の規定による辞退の申出は、指定療育機関辞退届(様式第11号)によるものとする。

(児童相談所長の指導措置)

第18条 省略

2 省略

3 児童相談所長は、児童に対し第1項の規定による措置を採るときは、児童の保護者の立会を求めなければならない。ただし、保護者がいないとき、又はこれに立会を求めることが不適当なときは、この限りでない。

(指導担当者の報告書)

第21条 児童委員、知的障害者福祉司、社会福祉主事又は支援センターは、法第26条第1項第2号若しくは第27条第1項第2号又は令第30条の規定により指導している児童又はその保護者等の指導状況について状況報告書(様式第19号)を作成し、意見を付して毎翌月10日までに所轄の児童相談所長に提出しなければならない。

2 省略

(児童福祉施設の長又は指定医療機関の長の届出書)

第23条 施行規則第27条第1号(施行規則第32条及び第51条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出は児童の死亡届書(様式第20号)により、施行規則第27条第2号(施行規則第32条及び第51条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出は児童の措置届書(様式第21号)により、施行規則第27条第3号(施行規則第32条及び第51条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出は在所期間延長等届書(様式第22号)によるものとする。

(養育里親名簿等)

第23条の3 法第34条の18に規定する養育里親名簿は、養育里親名簿(様式第22号の4)(養子縁組希望里親希望者にあつては、養子縁組希望里親名簿(様式第22号の5))によるものとする。

(養育里親認定登録申請書等)

第23条の4 施行規則第36条の41第1項及び第2項に規定する申請書は、養育里親(専門里親)認定登録申請書(様式第23号)(養子縁組希望里親希望者にあつては養子縁組希望里親認定登録申請書(様式第23号の2)、親族里親希望者にあつては親族里親認定申請書(様式第23号の3))によるものとする。

2~4 省略

5 知事は、施行規則第36条の42第1項の規定による調査を児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員にさせ、養育里親(専門里親)・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票(様式第23号の4)を作成するものとする。

6 施行規則第36条の42第2項の規定による通知は、養育里親(専門里親)・養子縁組希望里親名簿登録(更新)(不登録(不更新))通知書(様式第23号の5)(親族里親希望者にあつては、親族里親認定(不認定)通知書(様式第24号))によるものとする。

(指定療育機関の届出事項の様式)

第6条 施行規則第15条第1項第1号の規定による変更の届出は指定療育機関変更届(様式第9号)により、同項第2号の規定による休止又は再開の届出は指定療育機関休止(再開)届(様式第10号)によるものとする。

(指定療育機関の指定の辞退)

第7条 施行規則第16条第1項の規定による辞退の申出は、指定療育機関辞退届(様式第11号)によるものとする。

(児童相談所長の指導措置)

第18条 省略

2 省略

3 児童相談所長は、児童に対し前項の規定による措置を採るときは、児童の保護者の立会を求めなければならない。ただし、保護者がいないとき、又はこれに立会を求めることが不適当なときは、この限りでない。

(指導担当者の報告書)

第21条 児童委員、知的障害者福祉司、社会福祉主事又は支援センターは、法第26条第1項第2号若しくは第27条第1項第2号又は令第9条の8の規定により指導している児童又はその保護者等の指導状況について状況報告書(様式第19号)を作成し、意見を付して毎翌月10日までに所轄の児童相談所長に提出しなければならない。

2 省略

(児童福祉施設の長又は指定医療機関の長の届出書)

第23条 施行規則第27条第1号_____の規定による届出は児童の死亡届書(様式第20号)により、同条第2号_____

_____の規定による届出は児童の措置届書(様式第21号)により、同条第3号_____

_____の規定による届出は在所期間延長等届書(様式第22号)によるものとする。

(養育里親名簿等)

第23条の3 法第34条の14に規定する養育里親名簿は、養育里親名簿(様式第22号の4)(養子縁組希望里親希望者にあつては、養子縁組希望里親名簿(様式第22号の5))によるものとする。

(養育里親認定登録申請書等)

第23条の4 施行規則第36条の37第1項及び第2項に規定する申請書は、養育里親(専門里親)認定登録申請書(様式第23号)(養子縁組希望里親希望者にあつては養子縁組希望里親認定登録申請書(様式第23号の2)、親族里親希望者にあつては親族里親認定申請書(様式第23号の3))によるものとする。

2~4 省略

5 知事は、施行規則第36条の38第1項の規定による調査を児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員にさせ、養育里親(専門里親)・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票(様式第23号の4)を作成するものとする。

6 施行規則第36条の38第2項の規定による通知は、養育里親(専門里親)・養子縁組希望里親名簿登録(更新)(不登録(不更新))通知書(様式第23号の5)(親族里親希望者にあつては、親族里親認定(不認定)通知書(様式第24号))によるものとする。

7 省略

(養育里親届出書等)

第23条の5 施行規則第36条の43の規定による届出又は里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項及び第3項の規定による届出は、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親（受託児童）届出書（様式第25号）によるものとする。

2～4 省略

(養育里親名簿登録更新申請書等)

第23条の6 施行規則第36条の46第1項の規定による申請は、養育里親（専門里親）名簿登録更新申請書（様式第26号）によるものとする。

2～4 省略

5 知事は、施行規則第36条の46第1項の規定による登録の更新をし、又はしないことの決定を行ったときは、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親名簿登録（更新）（不登録（不更新））通知書により、当該養育里親に通知するものとする。

6 省略

7 知事は、施行規則第36条の46第1項の規定による申請があつたときその他必要があると認めるときは、児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員に、当該養育里親が適当であるかどうかを調査させ、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票を作成するものとする。

(養育里親名簿登録消除申出書等)

第24条 施行規則第36条の44第1項第1号の規定による申出は、養育里親名簿登録（養子縁組希望里親名簿登録・親族里親認定）消除申出書（様式第27号）によるものとする。

2～4 省略

第25条 削除

(児童相談所長の養子縁組承諾許可申請)

第35条の2 施行規則第36条の28第1項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書（様式第30号の5）によるものとする。

2 省略

3 知事は、施行規則第36条の28第2項の規定により通知をするときは、養子縁組承諾許可（不許可）書（様式第30号の7）を児童相談所長に送付するものとする。

第38条の4 省略

(家庭的保育事業開始届出書)

第38条の5 法第34条の14第1項の規定による届出は、家庭的保育事業開始届出書（様式第30号の15）によるものとする。

(家庭的保育事業変更届出書)

第38条の6 法第34条の14第2項の規定による届出は、家庭的保育事業変更届出書（様式第30号の16）によるものとする。

(家庭的保育事業廃止届出書等)

第38条の7 法第34条の14第3項の規定による届出は、家庭的保育事業廃止（休止）届出書（様式第30号の17）によるものとする。

様式第9号（第6条関係） 指定療育機関変更届出

省略

下記のとおり指定療育機関の指定申請事項の一部を変更したから児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第15条第1号の規定により届け出ます。

省略

7 省略

(養育里親届出書等)

第23条の5 施行規則第36条の39の規定による届出又は里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項及び第3項の規定による届出は、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親（受託児童）届出書（様式第25号）によるものとする。

2～4 省略

(養育里親名簿登録更新申請書等)

第23条の6 施行規則第36条の42第1項の規定による申請は、養育里親（専門里親）名簿登録更新申請書（様式第26号）によるものとする。

2～4 省略

5 知事は、施行規則第36条の42第1項の規定による登録の更新をし、又はしないことの決定を行ったときは、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親名簿登録（更新）（不登録（不更新））通知書により、当該養育里親に通知するものとする。

6 省略

7 知事は、施行規則第36条の42第1項の規定による申請があつたときその他必要があると認めるときは、児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員に、当該養育里親が適当であるかどうかを調査させ、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票を作成するものとする。

(養育里親名簿登録消除申出書等)

第24条 施行規則第36条の40第1項第1号の規定による申出は、養育里親名簿登録（養子縁組希望里親名簿登録・親族里親認定）消除申出書（様式第27号）によるものとする。

2～4 省略

(児童相談所長の養子縁組承諾許可申請)

第35条の2 施行規則第36条の2第1項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書（様式第30号の5）によるものとする。

2 省略

3 知事は、施行規則第36条の2第2項の規定により通知をするときは、養子縁組承諾許可（不許可）書（様式第30号の7）を児童相談所長に送付するものとする。

第38条の4 省略**様式第9号**（第6条関係） 指定療育機関変更届出

省略

下記のとおり指定療育機関の指定申請事項の一部を変更したから児童福祉法施行規則第15条第1項第1号の規定によりお届けする。

省略

省略

様式第12号（第8条関係） 障害児施設給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額（免除）申請書

省略

減 免 に 関 す る 事 項	1 負担上限月額に関する事項 次の区分の適用を申請します。 生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円を超えるもの <u>市町村民税課税世帯（所得割の額が、18歳以上の障害者の属する世帯にあつては16万円未満、障害児の属する世帯にあつては28万円未満である場合に限る。）に属する者</u>	
	省略	
	(1) 施設の利用者が20歳以上の者であつて、次のいずれにも該当すること。 ア・イ 省略	省略
省略		

注 省略

様式第12号の2（第8条の2関係） 障害児施設給付費（特定入所障害児食費等給付費）利用者負担額変更申請書

省略

減 免 に 関 す る 事 項	1 負担上限月額に関する事項 次の区分の適用（の変更）を申請します。 生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円を超えるもの <u>市町村民税課税世帯（所得割の額が、18歳以上の障害者の属する世帯にあつては16万円未満、障害児の属する世帯にあつては28万円未満である場合に限る。）に属する者</u>	
	省略	
	(1) 施設の利用者が20歳以上の者であつて、次のいずれにも該当すること。 ア・イ 省略	省略

省略

様式第12号（第8条関係） 障害児施設給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額（免除）申請書

省略

減 免 に 関 す る 事 項	1 負担上限月額に関する事項 次の区分の適用を申請します。 生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円を超えるもの	
	省略	
	(1) 施設の利用者が20歳以上の者であつて、次のいずれにも該当すること。 ア・イ 省略 <u>ウ 次に掲げる資産を有していないこと。</u> (7) 350万円を超える預貯金等 (イ) <u>不動産（親族等が現に居住する不動産を除く。）</u>	省略
省略		

注 省略

様式第12号の2（第8条の2関係） 障害児施設給付費（特定入所障害児食費等給付費）利用者負担額変更申請書

省略

減 免 に 関 す る 事 項	1 負担上限月額に関する事項 次の区分の適用（の変更）を申請します。 生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円を超えるもの	
	省略	
	(1) 施設の利用者が20歳以上の者であつて、次のいずれにも該当すること。 ア・イ 省略 <u>ウ 次に掲げる資産を有していないこと。</u> (7) 350万円を超える預貯金等	省略

省略	

注 省略

様式第20号（第23条関係） 児童の死亡届書

省略

愛媛県 児童相談所長 様
施設長（受託者）

省略

当施設に入所中の下記児童（受託中の下記児童）が死亡したので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第27条（第32条（第51条の2））において準用する同省令第27条）の規定により届け出ます。

記

- 1 省略
- 2 入所（受託）年月日 省略
- 3～5 省略

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第21号（第23条関係） 児童の措置届書

省略

愛媛県 児童相談所長 様
施設長（受託者）

省略

当施設に入所中の下記児童（受託中の下記児童）について措置の解除、停止、変更が適当と認められるので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第27条（第32条（第51条の2））において準用する同省令第27条）の規定により届け出ます。

記

- 1 省略
- 2 入所（受託）年月日 省略
- 3～6 省略

注 省略

様式第22号（第23条関係） 在所（受託）期間延長等届書

在所（受託）期間延長等届書	
省略	施設長（受託者） 住所 氏名
省略	
入所（受託）年月日	省略
省略	

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第22号の3（第23条の2関係） 親族里親許可（不許可）書

省略

注 省略

様式第23号（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）認定登録申請書

(イ) 不動産（親族等が現に居住する不動産を除く。）	
省略	

注 省略

様式第20号（第23条関係） 児童の死亡届書

省略

愛媛県知事 様
施設長

省略

当施設に入所中の下記児童 _____ が死亡したので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第27条 _____ によりお届けします。

記

- 1 省略
- 2 入所年月日 _____ 省略
- 3～5 省略

様式第21号（第23条関係） 児童の措置届書

省略

愛媛県知事 様
施設長

省略

当施設に入所中の下記児童 _____ について措置の解除、停止、変更を適当と認められるので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第27条 _____ によりお届けします。

記

- 1 省略
- 2 入所年月日 _____ 省略
- 3～6 省略

注 省略

様式第22号（第23条関係） 在所期間延長等届書 _____

在所期間延長等届書 _____	
省略	施設長 _____ 住所 氏名
省略	
入所年月日	省略
省略	

様式第22号の3（第23条の2関係） 親族里親許可（不許可）書

省略

注1 省略

2 _____ のある欄は、該当する _____ の中にレ印を付すること。

様式第23号（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）認定登録申請書

省略

注 1 ~ 4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1) ~ (3) 省略

(4) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の19第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(5) ~ (8) 省略

様式第23号の2（第23条の4関係） 養子縁組希望里親認定登録申請書

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の19第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(4) ~ (6) 省略

様式第23号の3（第23条の4関係） 親族里親認定申請書

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の19第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(4)・(5) 省略

様式第30号（第29条関係） 証票

（表） 省略

（裏）

省略

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

(1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

(2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

省略

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるた

省略

注 1 ~ 4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1) ~ (3) 省略

(4) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(5) ~ (8) 省略

様式第23号の2（第23条の4関係） 養子縁組希望里親認定登録申請書

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 申請者及びその同居人が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(4) ~ (6) 省略

様式第23号の3（第23条の4関係） 親族里親認定申請書

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 申請者及びその同居人が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

(4)・(5) 省略

様式第30号（第29条関係） 証票

（表） 省略

（裏）

省略

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

(1) 保護者が親権を行う者又は後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

(2) 保護者が親権を行う者又は後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

省略

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるた

め、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

注 省略

様式第30号の3（第30条関係） 児童を同居させた旨の届出書

省略		
同居 して いる 児童	省略	省略
	親権者又は未成年後見人 氏名	
児童	親権者又は未成年後見人 と児童との間柄	省略
省略		

注 省略

様式第30号の5（第35条の2、第40条関係） 養子縁組承諾許可申請書

様式第30号の5（その1）

養子縁組承諾許可申請書		省略		
児 童	省略			親権者又は未 成年後見人の ない理由
	氏名			
	生年 月日	年 月 日	年 齢 歳	
省略				

注 省略

様式第30号の5（その2）

養子縁組承諾許可申請書		省略		
児 童	省略			親権者又は未 成年後見人の ない理由
	氏名			
	生年 月日	年 月 日	年 齢 歳	
省略				

注 省略

様式第30号の14の次に次の3様式を加える。

め、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければ

注 省略

様式第30号の3（第30条関係） 児童を同居させた旨の届出書

省略		
同居 して いる 児童	省略	省略
	親権者又は後見人氏名 _____	
児童	親権者又は後見人 _____と児童との間柄	省略
省略		

注 省略

様式第30号の5（第35条の2、第40条関係） 養子縁組承認許可申請書

様式第30号の5（その1）

養子縁組承認許可申請書		省略		
児 童	省略			親権又は後見 人_____の ない理由
	氏名			
	生年 月日	年 月 日	年 齢 歳	
省略				

注 省略

様式第30号の5（その2）

養子縁組承認許可申請書		省略		
児 童	省略			親権又は後見 人_____の ない理由
	氏名			
	生年 月日	年 月 日	年 齢 歳	
省略				

注 省略

様式第30号の15 (第38条の5関係) 家庭的保育事業開始届出書

家庭的保育事業開始届出書		
		第 号 年 月 日
地方局長 様		
		市町長 印
事業の種類		
事業の内容		
経営の責任者	氏名及び経歴	別紙のとおり
福祉の実務に当 たる幹部職員	氏名及び経歴	別紙のとおり
家庭的保育者	氏名、経歴及 び住所	別紙のとおり
事業の用に供す る施設の概要	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	利 用 定 員	
事業開始の予定年月日		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(2)及び(3)に掲げる書類は、インターネットによる公開を行つている場合にあつては、添付を要しない。

- (1) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要を記載した書類
- (2) 収支予算書
- (3) 事業計画書

様式第30号の16 (第38条の6関係) 家庭的保育事業変更届出書

家庭的保育事業変更届出書 第 号 年 月 日 地方局長 様 市町長 印			
事業の種類			
事業の内容			
変更事項 (変更年月日)	変更前の内容	変更後の内容	変更の理由
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第30号の17(第38条の7関係) 家庭的保育事業廃止(休止)届出書

家庭的保育事業廃止(休止)届出書	
第 号 年 月 日	
地方局長 様	
市町長 印	
事業の種類	
事業の内容	
廃止(休止)しようとする年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	
現に保育を受けている乳幼児に対する措置	
休止の予定期間	(廃止する場合にあつては、記載の必要はない。)

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第18号

愛媛県土木費補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県土木費補助規則の一部を改正する規則

愛媛県土木費補助規則（昭和39年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（補助の対象）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、前項の規定にかかわらず、特別の理由のある場合のほかは補助しない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により指定された都市計画区域以外の区域 _____ に係る下水道事業及び都市公園事業</p> <p>(7) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（補助率）</p> <p>第3条 補助率は、事業費（事務費及び工事雑費を除く。この条において同じ。）に対し、次のとおりとする。この場合において、当該事業に関し国庫補助金又は国庫負担金 _____ があるときは、これに相当する金額を事業費から控除したものをもちて当該事業費とみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助の対象</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画法に規定する都市計画区域 _____ に係る下水道事業</td> <td style="text-align: center;">10分の4以内</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助の対象	補助率	省略		都市計画法に規定する都市計画区域 _____ に係る下水道事業	10分の4以内	省略		<p>（補助の対象）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、前項の規定にかかわらず、特別の理由のある場合のほかは補助しない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により指定された都市計画区域以外の区域（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）附則第4条第2号及び第3号の規定により国土交通大臣が指定した市町の区域を除く。）に係る下水道事業及び都市公園事業</p> <p>(7) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（補助率）</p> <p>第3条 補助率は、事業費 _____ に対し、次のとおりとする。この場合において、当該事業に関し国庫補助金又は、国庫負担金 _____ があるときは、これに相当する金額を事業費から控除したものをもちて当該事業費とみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助の対象</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画法に規定する都市計画区域（都市計画法施行令附則第4条第2号及び第3号の規定により国土交通大臣が指定した市町の区域を含む。）に係る下水道事業</td> <td style="text-align: center;">10分の4以内</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助の対象	補助率	省略		都市計画法に規定する都市計画区域（都市計画法施行令附則第4条第2号及び第3号の規定により国土交通大臣が指定した市町の区域を含む。）に係る下水道事業	10分の4以内	省略	
補助の対象	補助率																
省略																	
都市計画法に規定する都市計画区域 _____ に係る下水道事業	10分の4以内																
省略																	
補助の対象	補助率																
省略																	
都市計画法に規定する都市計画区域（都市計画法施行令附則第4条第2号及び第3号の規定により国土交通大臣が指定した市町の区域を含む。）に係る下水道事業	10分の4以内																
省略																	

附 則

1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

2 改正後の愛媛県土木費補助規則の規定は、平成22年度事業（平成21年度以前の事業で繰越しとなったものを除く。）から適用し、平成21年度以前の事業（平成22年度以降に繰越しとなった事業を含む。）については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第401号

加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。
平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
区 域	区 分	区 域	区 分
1～11 省略		1～11 省略	
12 大浜区域（大浜漁業協同組合の地区のうち、平成22年4月1日付け合併前の大浜漁業協同組合の地区）	省略	12 大浜区域（大浜漁業協同組合の地区_____） _____）	省略
13～45 省略		13～45 省略	

○愛媛県告示第402号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、
区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 燧特区第111号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひじき養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 今治市関前岡村島地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市関前岡村甲3124番地21の護岸の標識

B 今治市関前岡村甲2034番地2地先護岸の標識

点 ア Aから広島県大崎上島戸野浜（トノバ）南端見通し300メートルの点

イ Bから広島県大崎上島戸野浜（トノバ）南端見通し300メートルの点

ウ 地元地区 今治市関前

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(2) ア 免許番号 宇特区第360号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エサ、サコ及びコアの6直線によって囲まれた区域。

ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。

基点 A 宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の西端から海岸線沿い東へ130メートルの標識

B 宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻先端

C Aから海岸線沿い東へ80メートルの標識

D Aから海岸線沿い東へ160メートルの標識

E Aから海岸線沿い東へ40メートルの標識

点 ア Bから167度141メートルの点

イ Bから167度300メートルの点

ウ Aから170度230メートルの点

エ Aから170度130メートルの点

オ Cから170度111メートルの点

カ Dから170度141メートルの点

キ Dから170度300メートルの点

ク Cから170度270メートルの点

ケ Eから170度260メートルの点

コ Eから170度101メートルの点

サ Eから170度160メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市蔭淵

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(3) ア 免許番号 宇特区第361号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市大浦赤松只波地先
- (ウ) 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域
- 基点 A 宇和島市大浦赤松只波と宇和島市知永との最大低潮時海岸線における境界から海岸線沿い西へ100メートルの標識
- B 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻東端から西へ100メートルの標識
- C 宇和島市吉田町浅川浅川漁港防波堤付根より西へ100メートルの標識
- 点 ア Bから真方位345度見通し320メートルの点
イ AからC見通し260メートルの点
ウ AからC見通し130メートルの点
エ Bから真方位345度見通し170メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く。）

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

- (4) ア 免許番号 宇特区第362号

イ 免許の内容たるべき事項

- (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市大浦赤松只波地先
- (ウ) 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域
- 基点 A 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻東端から西へ100メートルの標識
- 点 ア Aから真方位300度見通し375メートルの点
イ Aから真方位328度30分見通し335メートルの点
ウ Aから真方位311度見通し175メートルの点
エ Aから真方位273度30分見通し280メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く。）

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

- (5) ア 免許番号 宇特区第363号

イ 免許の内容たるべき事項

- (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市小池地先
- (ウ) 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域
- 基点 A 宇和島市小池1679番地の2新田前護岸西端
- 点 ア Aから真方位217度見通し390メートルの点
イ Aから真方位223度30分見通し290メートルの点
ウ Aから真方位212度30分見通し270メートルの点
エ Aから真方位209度見通し380メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く。）

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

- (6) ア 免許番号 宇特区第364号

イ 免許の内容たるべき事項

- (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市小池地先
- (ウ) 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。
- ただし、オカ、カキ、キシ及びシオの4直線で囲まれた区域とサク、クケ、ケコ及びコサの4直線で囲まれた区域を除く。

- 基点 A 宇和島市小池島首島北端
- B 宇和島市小池琵琶ヶ島トベラギ鼻西端
- 点 ア Aから真方位355度見通し610メートルの点
イ Bから真方位264度見通し590メートルの点
ウ Bから真方位191度見通し645メートルの点
エ Aから宇和島市小池漁港防波堤付根見通し410メートルの点
オ Aから真方位10度30分見通し450メートルの点
カ Aから真方位17度30分見通し530メートルの点
キ Aから真方位22度30分見通し505メートルの点
ク Bから真方位213度30分見通し515メートルの点
ケ Bから真方位208度30分見通し535メートルの点
コ Bから真方位212度見通し630メートルの点
サ Bから真方位216度30分見通し610メートルの点
シ Aから真方位15度30分見通し420メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く。）

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(7) ア 免許番号 宇特区第365号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市小高島地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市小高島北端より海岸線沿い東へ10メートルの標識

点 ア Aから宇和島市九島小真坂鼻見通し40メートルの点

イ Aから宇和島市九島小真坂鼻見通し150メートルの点

ウ Aから真方位62度見通し160メートルの点

エ Aから真方位86度見通し110メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市(津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く。)

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(8) ア 免許番号 宇特区第366号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市小高島地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線より10メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市小高島念仏瀨南端

B 宇和島市小高島丸山南端

C 宇和島市小高島竜王島南端

D 宇和島市本九島箱崎西端海岸沿い北へ50メートルの標識

点 ア Aから宇和島市石応鍋島北端見通し70メートルの点

イ Bから宇和島市石応鍋島北東端見通し70メートルの点

ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤付根見通し110メートルの点

エ CからD見通し50メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市(津島町、吉田町、同三浦、旧宇和海村地区を除く。)

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(9) ア 免許番号 宇特区第367号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町網代地先

(ウ) 漁場の区域

Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカDの7直線とBD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キク、クケ、ケコ及びコキの4直線によって囲まれた区域を除く。

基点 A 南宇和郡愛南町雨崎東端

B 南宇和郡愛南町網代外防波堤東側突端

C 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端

D 南宇和郡愛南町荒瀬荒瀬鼻東端

E 南宇和郡愛南町網代網代鼻南端

点 ア AからB見通し400メートルの点

イ AからC見通し300メートルの点

ウ AからC見通し500メートルの点

エ Cから90度500メートルの点

オ Cから90度150メートルの点

カ Dから90度250メートルの点

キ Eから249度170メートルの点

ク Eから215度170メートルの点

ケ Eから222度300メートルの点

コ Eから242度300メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(10) ア 免許番号 宇特区第368号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町魚神山地先

(ウ) 漁場の区域

Bカ、カA、Aア、アイ、イエ、エオ、オD及びDCの8直線とCB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、キク、クケ、ケコ及びコキの4直線によって囲まれた区域並びにサシ、シス、スセ及びセサの4直線によって囲まれた区域を除く。

基点 A 南宇和郡愛南町荒瀬荒瀬鼻東端

B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端の標識

C 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端

D 南宇和郡愛南町魚神山ナガツエ鼻南端

E 南宇和郡愛南町魚神山1351番地(クロサイ浜東端)の標識

- F 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎藩の標識
- 点 ア Aから90度500メートルの点
- イ Dから170度600メートルの点
- ウ Fから180度400メートルの点
- エ イからウ見通し150メートルの点
- オ DからE見通し150メートルの点
- カ Aから0度500メートルの点
- キ Cから108度280メートルの点
- ク Cから99度410メートルの点
- ケ Cから116度480メートルの点
- コ Cから128度370メートルの点
- サ Cから89度100メートルの点
- シ Cから83度250メートルの点
- ス Cから114度290メートルの点
- セ Cから139度180メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(11) ア 免許番号 宇特区第369号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町魚神山船越地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町魚神山船越運河防波堤南側突端

点 ア Aから180度150メートルの点

イ Aから180度450メートルの点

ウ イから270度80メートルの点

エ アから270度80メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(12) ア 免許番号 宇特区第370号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町油袋地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識

点 ア Aから90度200メートルの点

イ Aから90度500メートルの点

ウ イから180度800メートルの点

エ アから180度800メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(13) ア 免許番号 宇特区第371号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町油袋地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アB、Cイ、イD、Eウ、ウエ及びエアの7直線とBC間及びDE間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域。

ただし、Cオ、オカ、カキ及びキCの4直線によって囲まれた区域を除く。

基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端

B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地南角の標識

C 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識

D 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆曾)の標識

E 南宇和郡愛南町油袋242番地東端南角の標識

点 ア Aから275度410メートルの点

イ Dから5度300メートルの点

ウ Eから90度500メートルの点

エ Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点

オ Cから0度80メートルの点

カ Cから65度190メートルの点

キ Cから90度170メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(14) ア 免許番号 宇特区第372号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町家串地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウH、HG、Eエ、エオ及びオBの8直線とAB間及びEG間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域。

ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線に囲まれた区域並びにサシ、シス、スコ及びコサの4直線によ

て囲まれた区域を除く。

- 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端
 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東の標識
 C 南宇和郡愛南町家串40番地（タンダ浜）東角の標識
 D 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端
 E 南宇和郡愛南町家串1266番地の2（若宮神社）前埋立地北側突端
 F 南宇和郡愛南町家串1333番地（波切）の標識
 G 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識
 H 南宇和郡愛南町家串恵美須瀨の標識
 I 南宇和郡愛南町家串保育所裏防波堤の標識
- 点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点
 イ Fから南宇和郡愛南町塩子島北端見通し600メートルの点
 ウ Hから南宇和郡愛南町黒瀨見通し580メートルの点
 エ DからE見通し230メートルの点
 オ Cから170度200メートルの点
 カ Aから116度130メートルの点
 キ Aから145度240メートルの点
 ク Aから128度300メートルの点
 ケ Aから100度230メートルの点
 コ Iから278度200メートルの点
 サ Iから280度84メートルの点
 シ Iから2度114メートルの点
 ス Iから352度232メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(15) ア 免許番号 宇特区第373号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町平瀨地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエAの5直線によって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町家串恵美須瀨の標識
 B 南宇和郡愛南町平瀨外防波堤南側突端
- 点 ア Aから151度540メートルの点
 イ Aから119度550メートルの点
 ウ エから水門口見通し150メートルの点
 エ Bから90度60メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(16) ア 免許番号 宇特区第374号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町須ノ川地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町須の川水門口の標識
 B 南宇和郡愛南町平瀨668番地（立瀨）の標識
 C Aより海岸線沿い北へ140メートルの点
 D 南宇和郡愛南町恵美須瀨の標識
- 点 ア CからD見通し630メートルの点
 イ Bから180度600メートルの点
 ウ イから90度450メートルの点
 エ CからD見通し30メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(17) ア 免許番号 宇特区第375号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町柏崎地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イD及びBCの4直線とAB間及びCD間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識
 B 南宇和郡愛南町柏崎防波堤北側突端
 C 南宇和郡愛南町柏2051番地埋立地南角の標識
 D 南宇和郡愛南町柏と同町御荘菊川との最大高潮時における境界
- 点 ア Aから180度500メートルの点
 イ Dから南宇和郡愛南町角島島頂見通し600メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(18) ア 免許番号 宇特区第376号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町魚神山地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端
- 点 ア Aから89度100メートルの点
- イ Aから83度250メートルの点
- ウ Aから114度290メートルの点
- エ Aから139度180メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(19) ア 免許番号 宇特区第377号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町柏崎地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識
- 点 ア Aから240度150メートルの点
- イ Aから212度240メートルの点
- ウ Aから180度200メートルの点
- エ Aから180度70メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(20) ア 免許番号 宇特区第378号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町柏崎地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎535番地の標識
- 点 ア Aから168度180メートルの点
- イ Aから152度210メートルの点
- ウ Aから123度130メートルの点
- エ Aから141度80メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(21) ア 免許番号 宇特区第379号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町網代地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町網代網代鼻南端

- 点 ア Aから249度170メートルの点
- イ Aから215度170メートルの点
- ウ Aから222度300メートルの点
- エ Aから242度300メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(22) ア 免許番号 宇特区第380号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町家串地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域。

ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。

基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識

- B 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端
- C 南宇和郡愛南町家串神社前防波堤北側突端
- 点 ア Aから170度200メートルの点
- イ BからC見通し230メートルの点
- ウ Bから245度320メートルの点
- エ Bから238度230メートルの点
- オ Bから212度310メートルの点
- カ Bから223度390メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(23) ア 免許番号 宇特区第381号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町家串地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端
- 点 ア Aから238度230メートルの点
- イ Aから212度310メートルの点
- ウ Aから223度390メートルの点
- エ Aから245度320メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町内海

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(24) ア 免許番号 宇特区第382号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町御荘菊川地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識
- B 南宇和郡愛南町御荘菊川3954番地標識
- C 南宇和郡愛南町御荘菊川3572番地標識
- 点 ア Aから230度180メートルの点
- イ BからC見通し280メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町御荘地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(25) ア 免許番号 宇特区第383号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町中浦地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウE、Dエ及びイBの6直線とA B間及びD E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻先端
- B 南宇和郡愛南町中浦二子簀
- C 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端
- D 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻先端
- E 南宇和郡愛南町中浦1867番地北角の標識
- 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点
- イ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点
- ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点
- エ Cから南宇和郡愛南町中浦火道真谷見通し65メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町南内海地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(26) ア 免許番号 宇特区第384号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町船越地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町船越黒鼻から海岸線沿い西へ60メートルの標識
- B 南宇和郡愛南町船越1869番地(一軒家)東端の標識

- 点 ア Aから南宇和郡愛南町内泊平床鼻見通し200メートルの点
- イ Bから南宇和郡愛南町中泊女呂岬見通し170メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(27) ア 免許番号 宇特区第385号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町船越地先

(ウ) 漁場の区域

Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 南宇和郡愛南町船越黒鼻から海岸線沿い西へ60メートルの標識
- B 南宇和郡愛南町船越1753番地南角の標識
- 点 ア Aから南宇和郡愛南町内泊平床鼻見通し200メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

- 2 免許予定日 平成22年 8月 1日
- 3 申請期間 平成22年 3月30日から平成22年 6月25日まで
- 4 存続期間 平成22年 8月 1日から平成26年 3月31日まで

○愛媛県告示第403号

愛媛県土木費補助規程（昭和39年1月愛媛県告示第1号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

改正後の愛媛県土木費補助規程の規定は、平成22年度分の補助金（平成21年度以前の年度分の補助金で平成22年度以降に繰越しとなったものを除く。）から適用し、平成21年度以前の年度分の補助金（平成22年度以降の年度分の補助金で平成21年度以前から繰越しとなったものを含む。）については、なお従前の例による。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 規則第8条の規定による事業費の内訳に対する比率は、次のとおりとする。ただし、国庫補助金又は国庫負担金を受けて施行する事業（以下「国庫補助事業」という。）については、国の定める基準によることができる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略</p>	<p>第4条 規則第8条の規定による事業費の内訳に対する比率は、次のとおりとする。ただし、国庫補助金又は国庫負担金を受けて施行する事業（以下「国庫補助事業」という。）については、国の定める基準によることができる。</p> <p>(1) <u>事務費は、事業費の2%以内</u> (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) <u>工事雑費は、工事費の2%以内</u></p>

○愛媛県告示第404号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三崎港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
栈 橋	西宇和郡伊方町三崎1700番2地先	水深 4.00メートル 延長 92.50メートル
可 動 橋	同 上	延長 12.90メートル 幅員 5.30～6.90メートル

野村町	野村	で、2号205番6、2号205番8、2号206番2、2号220番から2号229番まで、2号230番2、2号231番2、2号232番1、2号232番3、2号233番2、2号234番から2号236番まで、2号237番2、2号243番1から2号243番5まで、2号243番12、2号243番13、2号249番3、13号302番1、13号303番1、13号303番3、13号316番1、13号318番1から13号318番17まで、13号319番1、13号320番、13号321番1、13号324番1、13号325番1、13号325番6、13号328番1、13号328番5から13号328番10まで、13号328番15、13号330番、13号331番、13号332番2、13号333番1、13号333番2、13号334番1、13号335番1、13号336番1、13号335番4、13号334番1、13号337番1、13号337番2、13号338番1、13号372番2、13号381番1、13号381番3、13号381番4、13号381番6、13号381番7、13号382番1、13号382番2、13号383番1、13号383番3、13号384番1、13号384番3、13号385番、13号386番1、13号386番2、13号387番1、13号389番3、13号390番1、13号390番3、13号390番5、13号390番6、13号391番1、13号391番7から13号391番9まで、13号394番1、13号394番2、13号397番1、13号411番2、13号422番1、14号480番1から14号480番8まで、14号481番1、14号481番3、14号481番4、14号481番6、14号481番7、14号482番、14号483番2
-----	----	---

○愛媛県告示第405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、次のように都市計画区域を変更する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 都市計画区域の名称
西予都市計画区域
（宇和都市計画区域、野村都市計画区域及び三瓶都市計画区域を一の都市計画区域とし、西予都市計画区域とする。）

2 都市計画区域を変更する土地の区域

- 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

	2号125番38、2号125番41、2号125番42、2号125番49、2号125番54から2号125番62まで、2号125番64から2号125番79まで、2号136番1、2号136番3、2号141番、2号143番から2号147番まで、2号149番から2号151番まで、2号205番1から2号205番4まで
--	---

- 都市計画区域から除外される土地の区域

宇和町 多田	久保	1号367番、1号368番1から1号389番2まで、1号456番から1号468番1まで、1号469番1、1号470番から1号507番まで、1号510番、1号519番から1号540番まで、1号596番、1号598番、1号600番から1号626番まで、1号645番から1号662番まで、1号692番から1号754番まで、1号756番から1号766番まで、2号473番から2号519番まで、2号521番から2号556番まで、2号575番から2号632番まで、2号637番か
-----------	----	---

		ら 2号640番まで、2号657番1、2号657番3、2号830番、2号837番から2号841番まで	宇和町 田之筋	新城	1347番、1348番、1398番1から1400番まで、1403番1から1410番まで、1412番から1425番まで、1427番から1429番まで、1740番2
	信里	1213番から1258番2まで、1260番から1327番まで、1329番から1340番まで、1342番から1348番まで、1350番、1351番、1353番から1445番まで、1448番から1467番まで、1469番から1503番3まで、1505番1、1508番から1517番まで、1519番1番から1709番まで、1711番から1723番まで、1725番から1729番まで、1731番から1734番まで、1736番から1841番まで、1843番1、1843番2、1845番1から2049番まで、2051番から2074番まで、2077番から2090番1まで、2091番1から2092番2まで		明石	2146番から2148番まで、2225番から2294番まで
	河内	1693番から1705番まで、1769番から1794番2まで、1797番から1800番まで、1867番から1910番まで、1912番から2002番まで、2056番から2059番まで、2110番から2115番まで、2160番から2161番4まで、2165番、2167番1から2207番2まで、2209番1から2213番まで、2217番1から2400番まで、2402番、2404番から2415番まで		田野中	585番から587番まで、598番1から614番7まで、828番1から832番2まで、848番、849番、851番1から856番まで、859番3から888番まで、890番から915番2まで、917番から921番まで、976番1、976番12、977番1、977番3、978番から980番1まで、980番3、981番1、981番3、981番4、982番2、1027番3、1028番3から1030番1まで、1030番3から1031番2まで、1032番5、1032番6、1057番6、1057番7、1081番2、1082番2、1083番1、1083番3から1083番8まで、1084番2から1181番3まで、1182番2、1182番4から1287番6まで、1287番8から1309番まで、1311番から1325番5まで、1327番から1341番まで、1343番から1345番まで、1348番、1350番、1353番から1372番まで、1374番から1418番まで、1420番から1438番まで、1440番から1516番まで、1521番から1530番まで、1533番から1601番まで、1603番、1607番、1609番から1614番1まで、1615番から1618番まで、1620番から1640番まで、1642番から1648番まで、1655番から1657番まで、1859番、1892番、1893番、1896番、1897番、1900番、1924番、1925番、1928番、1929番、2277番、2278番1、2350番、2352番、2353番
伊延	東1451、東1470番から東1509番まで、東1512番、東1514番から東1539番まで、東1541番から東1548番3まで、東1593番から東1612番まで、東1616番から東1671番まで、東1673番から東1698番まで西992番、西1042番1、西1042番2、西1047番から西1070番まで、西1079番から西1115番まで、西1196番1から西1213番まで、西1223番から西1226番まで、西1285番から西1306番まで、西1341番、西1342番、西1366番から西1395番まで、西1398番、西1400番から西1408番まで、西1416番、西1478番から西1488番1まで、西1727番	常定寺	1290番から1293番1まで		
宇和町 中川	田苗真 土	82番から162番まで、265番から269番まで、271番から274番まで、276番地、281番から327番まで、329番、339番、340番、343番から411番16まで、413番から498番まで、508番から515番まで	窪	657番	
宇和町 石城	郷内	2142番から2537番まで、2544番から2550番まで、2565番から2576番まで、2582番から2860番2まで、2961番から3057番まで、3059番から3124番まで、3145番から3157番1まで、3253番から3521番まで、3522番2、3524番から3529番1まで、3530番から3556番まで、3558番、3563番、3566番、3571番から3601番2まで	平野	414番から416番まで、418番から425番まで、427番から432番まで、440番から446番まで、450番から474番2まで、663番、708番、710番から713番まで	
	西山田	2591番、3035番から3038番まで、3041番、3042番、3045番、3046番、3049番、3050番、3053番、3054番、3063番1から3066番まで、3121番から3124番まで、3142番、3143番、3162番から3166番まで、3234番から3268番まで、3278番、3279番、3281番から3296番まで、3298番から3397番まで、3400番から3451番2まで、3453番1から3465番まで、3484番、3607番から3612番20まで、3612番22、3612番25番から3612番31まで、3612番41番から3612番70まで、3612番72番から3612番76まで、3612番78番から3612番84まで	稲生	660番から667番まで、669番から679番まで、1019番1から1021番まで、1023番から1037番まで、1039番から1195番まで、1197番から1287番まで、1290番から1303番まで、1306番から1336番まで、1339番から1349番まで、1375番	
	山田	2248番1から2262番まで、2285番、2286番、2621番から2639番まで、2798番から2802番まで、2809番、2810番、2813番1から2815番まで、2820番から2867番まで、2869番、2870番、2873番から2875番まで、2882番から2884番まで、3215番から3345番まで、3368番から3415番1まで、3424番から3512番まで、3597番から3677番まで、3678番2、3679番、3681番から3743番まで	皆田	1番から55番まで、59番から115番まで、117番から145番まで、147番から166番まで、169番、170番、239番1、240番1、243番から246番1まで、247番から254番1まで、305番1、306番から319番まで、386番から411番まで、420番、421番、423番1から424番まで、3018番から3020番まで、3025番、3045番から3051番まで、3055番3、3056番から3058番まで、3060番、3061番、3063番、3064番、3066番から3125番まで、3304番から3310番まで、3314番から3318番まで、3320番、3322番から3366番まで、3368番から3439番2まで、3456番、3457番、3460番から3462番まで、3464番、3465番	
			宇和町 皆田	482番、483番、497番から572番まで、574番から647番まで、650番から663番まで、665番から775番まで、1189番から1238番まで、1276番から1285番まで、1288番から1382番まで、1384番、1385番、1387番、1390番、1391番、1395番から1406番まで、1408番から1420番まで、1423番、1425番から1451番まで、1453番から1455番まで、1457番から1471番まで、1473番から1575番まで、1577番から1592番2まで、1594番から1597番まで、1599番1から1915番まで、1919番、2275番1、2275番2、	

	下川	2280番から2289番まで、2291番から2297番まで、2301番から2305番まで、2306番2、2307番2、2308番から2310番まで、2312番、2313番、2316番2、2320番、2325番、2327番から2329番まで、2331番から2341番まで、2343番から2356番まで、2360番、2362番、2363番、2365番、2367番、2369番から2408番まで、2410番から2412番まで、2414番から2661番まで、2663番から2756番まで、2758番1から2783番まで、2785番2、2785番4、2786番1、2786番3、2787番2、2787番3、2788番2から2789番2まで、2801番2から2864番3まで、2866番2、2866番3、2867番2、2881番1から2921番まで、2923番、2925番から2932番まで、2934番から2941番まで、2943番から2949番まで、2951番1から2953番まで、2954番3、2955番から2958番まで、2959番2、2961番から2965番まで、2966番3、2966番6番から2984番まで、2989番から3008番まで、3010番1から3097番まで、3099番1から3112番3まで、3114番から3120番まで、3135番1から3138番まで、3140番から3181番まで、3183番から3225番まで、3227番から3317番まで、3319番から3348番まで、3350番、3351番、3353番から3402番まで
宇和町 明間	明間	1番から24番2まで、60番から66番まで、69番から107番まで、114番から264番まで、273番から313番まで、317番から323番まで、364番から378番まで、400番から415番まで、427番、428番、432番から434番まで、437番、438番、441番、442番、446番から447番2まで、827番、828番2、829番、830番、846番から855番まで、857番から904番まで、1385番から1387番まで、1401番から1464番まで、1466番から1477番まで、2111番1から2139番まで、2144番から2149番まで、2154番から2188番まで、2193番、2195番から2206番2まで、2242番から2260番1まで、2261番、2263番、2264番、2435番1から2436番2まで、2445番、2450番、2454番から2473番1まで、2473番3から2474番1まで、2474番2から2476番2まで、2503番1、2504番1、2504番2、3270番から3273番まで、3275番から3279番まで、3427番、3428番、3463番1から3469番3まで、3477番から3526番まで、3528番から3541番まで、3543番、4966番
宇和町	伊賀上 野田	2057番、2060番、2061番2から2076番まで、2078番から2083番4まで、2085番1から2101番まで、2103番から2109番まで、2111番から2142番8まで、2146番から2151番まで、2158番から2297番まで、2305番から2397番2まで、2399番から2446番まで、2448番から2467番まで、2469番から2499番まで、2501番から2507番まで、2509番から2537番まで、2539番から2571番まで、2573番1から2576番4まで、2599番から2601番まで、2602番3、2603番1、2604番、2605番、2771番から2831番まで、3833番、2835番から2933番まで、2936番から2941番まで、2966番、3022番から3039番まで、3094番から3107番まで、3118番1、3118番2 654番から733番まで、737番2、738番2、739番4、749番2、765番1、765番2、766番2、771番2、776番2、777番、780番2、781番2、782番2、785番から788番まで、789番2、790番2、791番2、796番2、803番2、804番3、804番4、807番2、816番から819番まで、828番から903番1まで、904番から959番まで、961番1から998番3まで、998番5から1069番まで、

	1070番、1071番、1072番、1075番1から1142番まで、1149番、1750番から1776番まで、1807番、1810番から1815番まで、1840番、1842番、1843番、1882番から1887番まで
小野田	810番から814番3番まで、819番1、819番2、863番から881番まで、884番から915番2まで、917番から923番まで、944番から946番1まで、947番1、948番から960番まで、968番から992番まで、997番から999番2まで、1012番、1014番、1015番、1170番から1183番まで、1200番から1215番まで

○愛媛県告示第406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
西予都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
西予都市計画区域

○愛媛県告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画の種類及び名称

変更前	変更後
宇和都市計画公園 5・5・1宇和運動公園	西予都市計画公園 5・5・1宇和運動公園

○愛媛県告示第408号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき、昭和56年4月21日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役場において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加戸守行

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

○愛媛県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、南予レクリエーション都市計画下水道事業宇和島公共下水道（宇和島市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間
昭和59年 2月14日から
平成28年 3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

き、松山広域都市計画下水道事業東温公共下水道（東温市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間
平成 8年 1月 9日から
平成28年 3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定に基づ

○愛媛県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山7105番 3 から 同町上山6850番 1 地先まで	旧	メートル 3 0 - 12 0 8 2 - 33 0	キロメートル 0 430 0 157	
			新	8 2 - 33 0	0 157	

○愛媛県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市具定町字分木乙54番 8 から 中曾根町字小山久保乙351番18まで 及 び 四国中央市具定町字分木乙54番 8 から 中曾根町字新林乙348番 4 地先まで	旧	メートル 4 3 - 50 0	キロメートル 1 452	
				12 2 - 108 7	1 246	
		四国中央市具定町字分木乙54番 8 から 中曾根町字新林乙348番 4 地先まで	新	12 2 - 108 7	1 246	

○愛媛県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	四国中央市金田町半田字宮谷乙454番 1 から 同町半田字榎実丁144番22まで	旧	メートル 7 5 - 26 5 13 5 - 88 0	キロメートル 0 331 0 643	
			新	13 5 - 88 0	0 643	

○愛媛県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市上徳甲394番3から 今治市上徳乙302番8まで	旧	メートル 6.0～12.0	キロメートル 0.150	
			新	18.0～37.0	0.146	
県 道	桜井山路線	今治市上徳乙302番8から 今治市上徳甲670番1まで	旧	4.5～12.0	0.312	
			新	4.5～12.0	0.312	
				10.0～25.5	0.315	
	5.0～25.5	0.350				
県 道	桜井山路線	今治市上徳甲670番1から 今治市上徳乙7番1まで	旧	4.0～17.0	0.214	
			新	13.0～34.0	0.215	

○愛媛県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市上徳乙287番2から 今治市上徳乙287番1まで	平成22年 3月30日
県 道	桜井山路線	今治市上徳甲670番1から 今治市上徳甲673番6まで	平成22年 3月30日
県 道	桜井山路線	今治市上徳乙8番12から 今治市上徳乙7番1まで	平成22年 3月30日

○愛媛県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市宮窪町余所国1786番地先から 今治市宮窪町余所国1387番3まで	旧	メートル 7.0～18.0	キロメートル 0.085	
		今治市宮窪町余所国1786番2から 今治市宮窪町余所国1387番4まで	新	8.0～19.5	0.085	

○愛媛県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市宮窪町余所国1786番2から 今治市宮窪町余所国1387番4まで	平成22年 3月30日

○愛媛県告示第418号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県松山保健所及び東温市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県松山保健所長 山 本 しげ子

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社山本製作所
松山市小栗三丁目7-19
代表取締役 山本 功

2 事業場の名称及び所在地

株式会社山本製作所重信事業所
東温市田窪660-3

3 特定施設に関する事項

(1) B

特定施設の種類の	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1秒間に2メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後60日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 4.0～9.0 最大 4.0～9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 340 最大 400
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 360

窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50
	最大 60
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 28
	最大 33
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 10 最大 12

(2) C

特定施設の種類の	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1秒間に2メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後60日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	90分	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 4.0～9.0 最大 4.0～9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 340 最大 400
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 360
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50	
	最大 60	
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 28	
	最大 33	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 10 最大 12	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後60日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種 類	物理処理及び生物処理		
処理施設の型 式	eウェーブ社製		
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート及び鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 16.4メートル 横 5.6メートル 高さ 4メートル		
処理施設の能力	1日当たり35立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿+活性汚泥法		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~9.0 最大 4.0~9.0	通常 6.0~8.5 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 340 最大 400	通常 20 最大 40
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 360	通常 1 最大 2
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 60	通常 25 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28 最大 33	通常 10 最大 20
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30 最大 35	通常 30 最大 35	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.5 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 45
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 45
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 35 最大 43

備考：雨水排水口2ヶ所あり

○愛媛県告示第419号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県松山保健所及び東温市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県松山保健所長 山本 しげ子

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社山本製作所
松山市小栗三丁目7-19
代表取締役 山本 功
- 事業場の名称及び所在地
株式会社山本製作所重信事業所
東温市田窪660-3
- 特定施設の種 類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第65号
- 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水の量、処理施設、事業場から排出される汚水の汚染状態及び量
- 特定施設に関する事項
A

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 35 最大 40	通常 10 最大 11

6 汚水等の処理施設に関する事項

	変 更 前	変 更 後
処理施設の型 式	ミリオン化学社製	eウェーブ社製
処理施設の構 造	鋼板製	鉄筋コンクリート及び鋼板製
処理施設の主要寸法	縦3.6メートル 横2メートル 高さ2.7メートル	縦16.4メートル 横5.6メートル 高さ4メートル
処理施設の能力	1日当たり40立方メートル処理	1日当たり35立方メートル処理

汚水等の処理の方式		凝集沈殿+加圧浮上		凝集沈殿+活性汚泥法	
処理施設の使用時間間隔		連続		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		9時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		無し		無し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5	通常 6.0~7.5 最大 6.0~7.5	通常 4.0~9.0 最大 4.0~9.0	通常 6.0~8.5 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 80	通常 35 最大 70	通常 340 最大 400	通常 20 最大 40
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 60	通常 25 最大 55	通常 300 最大 360	通常 1 最大 2
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 70	通常 45 最大 60	通常 50 最大 60	通常 25 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40	通常 20 最大 30	通常 28 最大 33	通常 10 最大 20
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 35 最大 40	通常 35 最大 40	通常 30 最大 35	通常 30 最大 35

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.5 最大 6.0~7.5	通常 6.0~8.5 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 18	通常 30 最大 45
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 18	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 30 最大 45
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 15 最大 25
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 130 最大 150	通常 35 最大 43

備考：雨水排水口2ヶ所あり

○愛媛県告示第420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一般国道	378号	伊予市下吾川字馬塚958番15から 同字958番15地先まで	旧	メートル 17.4~20.4	キロメートル 0.002	
			新	17.4~29.7	0.007	

○愛媛県告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	伊予市下吾川字馬塚958番15から 同字1056番5まで	平成22年 3月31日

監 査 公 表

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年 3月30日

愛媛県監査委員 白石 友 一
 同 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	
しまなみ海道10周年記念事業愛媛県実行委員会	平成22年 3月19日	
(監査の結果)		
平成20年度及び平成21年度において実施された上記団体に対する次の負担金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。		
事 業 主 体	負 担 金 の 名 称	負 担 金 額
しまなみ海道10周年記念事業愛媛県実行委員会	平成20年度しまなみ海道10周年記念事業愛媛県実行委員会負担金	7,771,000円
	平成21年度しまなみ海道10周年記念事業愛媛県実行委員会負担金	37,150,000円

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 3月30日

愛媛県監査委員 白石 友 一
 同 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	
警 察 本 部	平成21年10月15日	
(監査の結果)		
<p>1 職員（1名）の通勤手当について、人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは、職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定したことにより、計14,400円（平成20年10月から21年3月までの6か月分）が過支給となっていた。</p> <p>2 運転免許証IC化関連情報システムの賃貸借契約（5件）について、次のとおり改善を要する点があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の再委託に必要とされる県の承諾がないまま保守業務の再委託が行われていた。 ・「愛媛県警察情報セキュリティ対策基準」に基づいて契約の相手方に遵守させることとされている守秘義務や再委託管理などの措置が、契約書に明記されていなかった。 		

- ・動作確認を含めた確認検査を行わないまま、賃貸借機器等の引渡しを受けていた。賃貸借開始日までに賃貸借機器等の動作確認を含めた検査を行い、その結果を賃貸人に通知する条項を契約書に規定すべきであった。
- 3 産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約について、次のとおり改善を要する点があった。
- ・収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもかかわらず、処分業の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、別途処分業務を処分業の許可を有する者へ委託したところ、適正な会計手続をとっていなかった。
 - ・検査調書を作成していなかった。

(措置の内容)

- 1 指摘の平成20年度6か月分14,400円の通勤手当過支給については、平成21年8月26日に過年度の返納処理を完了した。
- 今後は、県下の給与事務担当者に対し、巡回指導や定期監査を実施することにより指導・教養を行い、事務処理能力の向上を図る。
- また、担当課である警察本部警務課給与係においても、チェック機能を十分に働かせ、誤りや問題点の早期発見に努めることとしたい。
- 2 運転免許証IC化関連情報システムの賃貸借契約（5件）については、次のとおり改善した。
- (1) 保守業務の再委託については、契約の相手方に対し、再委託承認申請書の提出を確実に行わせることとする。
- (2) 「愛媛県情報セキュリティ対策基準」に基づく遵守事項については、契約変更により、守秘義務及び再委託管理などの措置について契約書に追加記載した。
- 今後、仕様書等の作成に当たっては、業務担当課及び関係課が連携して遵守事項のチェックを行うとともに、契約書にも確実に記載することとしたい。
- (3) 賃貸借機器等の引渡し時における確認検査等については、仕様書で示された機器であるかどうか、また、試験運用を行い、正常に稼働するかどうかの確認は行っていたが、検査実施者から知事への書面報告をしていなかったものである。
- 今後は、賃貸借開始日までに賃貸借機器等の動作確認を含めた検査の実施及び結果について賃貸人に通知することを契約書等に明記することとする。
- 3 産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約については、平成21年度の契約からは、産業廃棄物収集・運搬及び処分の許可を有する業者と委託契約を行っている。
- また、平成21年度以降においては、契約予定業者（入札参加業者又は見積依頼業者）に対して、産業廃棄物収集・運搬及び処分の許可証の事前確認を行うよう徹底する。
- 検査調書を作成していなかったことについては、今後必ず作成するよう徹底する。

○公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 3月30日

愛媛県監査委員 白石 友 一
 同 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成21年 7月28日、 平成21年 7月29日
(監査の結果) 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(31,290円分)が認められた。	
(措置の内容) 業務との関連上、公費で購入することが不適切な物品の支出については、平成21年10月30日までに、当該金額に加算金を含めた額を返納した。 今後は、職場研修の実施による職員の意識改革と資質の向上、及び要求者と発注者、検査実施者の区分の厳格化による物品調達・検査体制の強化等により、改善及び再発防止を徹底し、適正な予算執行に努めたい。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 西 予 土 木 事 務 所	平成21年 8月 7日
(監査の結果) 物品納入のため取引業者に保有させていた預け金(31,613円)が認められた。	
(措置の内容) この預け金については、取引業者と協議を行い、平成21年 9月28日に返納された。 また、会計事務の執行については、職場研修の実施による職員の意識改革と資質の向上及び要求者と発注者、検査実施者の区分の厳格化による物品調達・検査体制の強化等により、改善及び再発防止を徹底したところであり、今後更に適正な予算執行に努めたい。	

○公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 3月30日

愛媛県監査委員 白石 友一
同 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	
中 央 児 童 相 談 所	平成21年 5月21日	
(監査の結果) 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。		
区 分	収入未済額(円)	備 考
	現年度分 滞納繰越分 計	
20年度	5,128,640 49,008,463 54,137,103	平成20年12月31日現在(対前年同月比)
19年度	5,103,810 51,852,523 56,956,333	
差引増減	24,830 2,844,060 2,819,230	

(措置の内容)
児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。
また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、個別滞納整理表の作成により未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、重点的な納入催告に努めた。
今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成20年12月31日現在	平成21年度への繰越額(平成20年度末現在)	平成21年12月31日現在
平成20年度分	5,128,640	5,985,230	5,748,480
滞納繰越分	49,008,463	40,489,303	40,195,553
計 ①	54,137,103	46,474,533	45,944,033
平成21年度分②			5,593,980
合計(①+②)	54,137,103	46,474,533	51,538,013

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
南 予 児 童 相 談 所	平成21年 4月28日			
(監査の結果) 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。				
区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	868,020	5,446,980	6,315,000	平成21年 1月31日現在(対前年比)
19年度	743,410	6,017,280	6,760,690	
差引増減	124,610	570,300	445,690	

(措置の内容)
児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。
また、滞納となったものについては、督促状、6月には催告書を送付するとともに、徴収会議を四半期毎に開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問又は電話による重点的な納入催告に努めた。
その結果、平成21年度に繰り越した未収金6,237,170円のうち、平成21年12月末現在686,240円を収納した。
今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成21年 1月31日現在	平成21年度への繰越額(平成20年度末現在)	平成21年12月31日現在
平成20年度分	868,020	1,055,320	767,360
滞納繰越分	5,446,980	5,181,850	3,834,870
計 ①	6,315,000	6,237,170	4,602,230
平成21年度分②			845,010
合計(①+②)	6,315,000	6,237,170	5,447,240

○公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 3月30日

愛媛県監査委員 白石 友一
同 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 東 警 察 署	平成21年 4月15日

（監査の結果）

- 職員（1名）の住居手当について、共益費及び駐車料を含めて家賃の額を算定したため、計38,500円（平成20年4月から21年2月までの11か月分）が過支給となっていた。
- 職員の不注意により警察車両による事故が多発（6件）し、当該車両の廃車及び毀損、相手車両等の毀損があったので、事故防止を徹底されたい。

（措置の内容）

- 平成21年3月分給与で返納済みである。
なお、再発防止のため、借家等の賃貸借契約書に、家賃、共益費、駐車場代を明記するよう指示の徹底を図った。
- 職員による交通事故防止の徹底に努めている。
交通事故は、「絶対に起こさせない、起こさない」をスローガンに、朝礼、定例研修会等における「他山の石」教養の反復実施や「交通事故防止の運転5則」の唱和、「職務倫理3分間スピーチ」の継続実施、さらに、小集団検討会による職務倫理教養等を実施し、交通事故防止意識の向上に努め、交通事故の根絶を推進中である。

○公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 3月30日

愛媛県監査委員 白石 友一
同 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
銅 山 川 発 電 所	平成21年 6月9日

（監査の結果）

需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（94,500円分）が認められた。また、平成21年度においても、同様の事例（73,080円分）が認められた。

（措置の内容）

今後は、要求者と発注者、検査実施者の区分の厳格化、納品書と納入物品の確認等を徹底するとともに、職場研修により職員の法令等遵守意識の向上を図って、適正な会計処理に努める。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成21年 6月10日

（監査の結果）

需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（67,567円分）が認められた。また、平成21年度においても、同様の事例（25,525円分）が認められた。

（措置の内容）

今後は、要求者と発注者、検査実施者の区分の厳格化、納品書と納入物品の確認等を徹底するとともに、職場研修により職員の法令等遵守意識の向上を図って、適正な会計処理に努める。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 央 病 院	平成21年 6月15日

（監査の結果）

院内保育所運営業務委託契約について、月間管理費の総価による随意契約（1者見積り）として見積りを徴したにもかかわらず、保育内容や保育児童数の実績によって月額委託料を算定する単価契約を締結していた。

（措置の内容）

契約単価で試算したところ見積書記載金額より安価であったことや直営運営費より安価であったことなどから、積算方法が異なっていたにもかかわらず契約したものであるが、次回契約更新の際に、契約単価が適正であるかどうか精査するとともに、今後も適切な会計処理に努める。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
三 島 病 院	平成21年 6月9日

（監査の結果）

需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（32,550円分）が認められた。

（措置の内容）

今後は、要求者と発注者、検査実施者の区分の厳格化、納品書と納入物品の確認等を徹底するとともに、職場研修により職員の法令等遵守意識の向上を図って、適正な会計処理に努める。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 病 院	平成21年 6月11日

（監査の結果）

- 職員（2名）の通勤手当について、人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは、職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定したことにより、計52,900円（平成20年4月から21年3月までの12か月分）が過支給となっていた。
- 現金支給する職員（1名）の期末手当及び勤勉手当について、これらの支給日を9日遅延して支給していたほか、このために発生した給与資金前渡担任者預金口座の預金利子を収入していなかった。

(措置の内容)

- 1 通勤手当は、最短の経路を認定することを原則としているが、最短の経路以外の経路による届出があったときは、職員から検討材料を提出させ、事務局による十分な調査・検討を実施した上で通勤経路を認定することを徹底し、事務の適正な実施に努める。
なお、過支給額(52,900円)は、平成21年6月25日までに返納処理済みである。
- 2 預金利子は、平成21年6月5日に医業外収益として収納した。今後は、給与を現金支給することとなる職員の状況を適切に把握し、給与資金前渡担任者口座に振り込まれる給与は遅滞なく職員に支給することを徹底する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成22年度愛媛県警察官(男性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験公告

平成22年 3月30日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
 電話(089)912-2826
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
 電話(089)934-0110 内線2621・2623
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官(男性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験(大学卒特別募集を除く。)を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成22年4月2日(金)から4月20日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成22年4月5日(月)から4月13日(火)までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員				採用予定時期
	愛媛県	警視庁	大阪府	兵庫県	
大学卒	52人程度	3人程度	8人程度	3人程度	平成23年4月1日
大学卒特別募集	9人程度				平成22年10月1日

なお、試験区分で大学卒を志望する場合は、次のことに注意してください。

- (1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大 学 卒	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成23年3月末日までに卒業する見込みの者
大 学 卒 特 別 募 集	ア 昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成22年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成22年10月1日の採用に応じられる者

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和55年5月11日から平成元年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、「これ（大学）と同等と愛媛県人事委員会が認めるもの」に相当する受験資格（学歴）については、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 160センチメートル以上であること。 体重 47キログラム以上であること。 胸囲 78センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	50点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
			握力	45キログラム以上（左右の平均）
上体起こし			25回以上 / 30秒間	
垂直とび			55センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			30回以上	
20メートルシャトルラン	65回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

(2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、前記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

愛媛県以外の都府県の身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第1次試験	大 学 卒	平成22年 5月 9日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成22年 5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			
第2次試験	大 学 卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成22年 7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、大学卒は平成23年4月以降の、大学卒特別募集は平成22年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成23年3月末日までに、大学卒特別募集は平成22年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級19号給(現行給料月額193,126円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成22年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の0.5%が減額されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(大卒)請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(男性)(大卒)申込み」又は「警察官(男性)(大卒特別募集)申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。 受験票が4月30日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限り、ます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会 事 務 局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1月間	

（注）第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成22年度愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験公告
平成22年 3月30日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話（089）934-0110 内線2621・2623
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成22年4月2日（金）から4月20日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成22年4月5日（月）から4月13日（火）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

7人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成23年3月末日までに卒業する見込みの者

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 153センチメートル以上であること。 体重 43キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	50点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
			握力	25キログラム以上（左右の平均）
			上体起こし	15回以上 / 30秒間
垂直とび			40センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			15回以上	
20メートルシャトルラン	35回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、前記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区分	試験日	場所	合格発表
第1次試験	平成22年 5月9日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成22年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成22年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成23年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に

記載) から 1 年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

また、採用候補者名簿に記載されても、平成23年 3 月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6 箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表 1 級19号給(現行給料月額193,126円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成22年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第 6 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、前記給料月額の 0.5%が減額されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

<p>申込用紙の入手方法</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。</p> <p>なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(大卒)請求」と朱書し、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。</p> <p>また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。</p>
<p>申込方法及び受験票の交付</p>	<p>申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近 6 箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦 6 センチメートル、横 4.5 センチメートル)をはって試験当日持参してください。</p> <p>なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(女性)(大卒)申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。</p> <p>受験票が 4 月30日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。</p> <p>また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。</p>
<p>受験手続その他の問い合わせ先</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。</p>

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第 1 項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前 8 時30分(合格発表当日のみ、午後 1 時)から午後 5 時15分まで)に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	合格発表の日から 1 月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者	第 1 次試験の得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	合格発表の日から 1 月間	

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月30日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>（公安委員会にする申請等）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの申請をしようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署（第4号の申請にあつては、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署）を経由しなければならない。ただし、第5号の申請にあつては、喜多郡内子町に住所を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。</p> <p><u>(1) 法第45条の2第2項に規定する高齢運転者等標章の交付申請</u></p> <p><u>(2) 法第45条の2第3項に規定する高齢運転者等標章の再交付申請</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>法第94条第2項に規定する免許証の再交付申請</u></p> <p><u>(6) 次条第1項第2号クに規定する通行禁止除外標章及び同項第3号ウに規定する駐車禁止除外標章の交付申請</u></p> <p><u>(7) 第15条第1項に規定する自動車の運転の管理に関する能力に係る認定申請</u></p> <p>3・4 省略</p> <p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第8条 法第45条第1項ただし書又は第49条の5 _____ の規定により、警察署長が駐車を許可する車両は、その日時、場所、用務等から判断して、駐車が禁止されている場所に駐車しなければならない特別な事情があるものとする。</p> <p>2～6 省略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害の区分</th> <th>障害の級別</th> <th>重度障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級及び2級</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">肝臓機能障害</td> <td>1級から3級までの各級</td> <td>特別項症から第三項症までの各級</td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分		障害の級別	重度障害の程度	省略				乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	省略			移動機能	1級及び2級		省略				肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各級	<p>（公安委員会にする申請等）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの申請をしようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署（第4号の申請にあつては、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署）を経由しなければならない。ただし、第5号の申請にあつては、喜多郡内子町に住所を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>次条第1項第2号クに規定する通行禁止除外標章及び同項第3号ウに規定する駐車禁止除外標章の交付申請</u></p> <p>(3) <u>第15条第1項に規定する自動車の運転の管理に関する能力に係る認定申請</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請</u></p> <p>3・4 省略</p> <p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第8条 法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項の規定により、警察署長が駐車を許可する車両は、その日時、場所、用務等から判断して、駐車が禁止されている場所に駐車しなければならない特別な事情があるものとする。</p> <p>2～6 省略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害の区分</th> <th>障害の級別</th> <th>重度障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級から2級までの各級</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分		障害の級別	重度障害の程度	省略				乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	省略			移動機能	1級から2級までの各級		省略			
障害の区分		障害の級別	重度障害の程度																																								
省略																																											
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	省略																																										
	移動機能	1級及び2級																																									
省略																																											
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各級																																								
障害の区分		障害の級別	重度障害の程度																																								
省略																																											
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	省略																																										
	移動機能	1級から2級までの各級																																									
省略																																											

	<u>30</u> 省略 <u>31</u> 省略 <u>32</u> 省略 <u>33</u> 省略 <u>34</u> 省略
道路交通法施行 規則	<u>1</u> 第6条の3の3の規定による高齢運転者 等標章の記載事項の変更の届出の受理 <u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略
省略	

	<u>26</u> 省略 <u>27</u> 省略 <u>28</u> 省略 <u>29</u> 省略 <u>30</u> 省略
道路交通法施行 規則	 <u>1</u> 省略 <u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略
省略	

附 則

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。